

船橋市防犯組合連合会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、犯罪のないまちづくりを推進するため、防犯組合連合会（以下「連合会」という。）に対し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、船橋市防犯組合連合会交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとする。

(交付対象)

第2条 交付金の交付を受けることができる連合会は、民警一体となって防犯活動を行い、かつ、船橋警察署又は船橋東警察署内に事務局を置くものであって、次に掲げるものとする。

- (1) 船橋警察署管内防犯組合連合会
- (2) 船橋東警察署管内防犯組合連合会

(交付対象事業)

第3条 交付金の対象となる事業は、次に掲げる事業として行われるもののうち、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 防犯意識の高揚に関する事業
- (2) 青少年の非行防止及び健全育成に関する事業
- (3) 自主防犯活動の推進に関する事業
- (4) 防犯功労者に対する表彰に関する事業
- (5) その他防犯活動に関する事業

(交付対象経費)

第4条 交付金の対象となる経費は、別表に掲げるものとする。ただし、国、県又は市等から他の補助金等を受ける場合は、当該補助金等の対象経費を交付金の対象経費としない。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、次に掲げる額のいずれか低い方の額とし、予算の範囲内において交付金を交付する。

- (1) 連合会ごとに警察署管内の前年10月1日現在における住民基本台帳人口に6.03円を乗じて得た額
- (2) 前条に規定する交付金の対象となる経費の総額

(交付申請)

第6条 規則第3条の規定により交付金の交付の申請をしようとするときは、船橋市防犯組合連合会交付金交付申請書（第1号様式）に交付対象事業に要する経費内訳書（第2号様式）のほか必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定通知）

第7条 規則第6条の規定により交付金の交付決定の通知をするときは、船橋市防犯組合連合会交付金交付可否決定通知書（第3号様式）により行う。

（計画変更等の承認申請）

第8条 規則第10条の規定により計画変更等の承認を受けようとするときは、船橋市防犯組合連合会交付金変更（中止・廃止）申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定により実績を報告するときは、船橋市防犯組合連合会交付金実績報告書（第5号様式）に交付対象事業に要した経費内訳書（第6号様式）のほか必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（額の確定等）

第10条 規則第13条の規定により交付金の額を確定したときは、船橋市防犯組合連合会交付金交付確定通知書（第7号様式）により通知する。

（交付請求）

第11条 規則第15条の規定により交付金の交付を受けようとするときは、船橋市防犯組合連合会交付金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 規則第15条第1項ただし書の規定により交付金の交付を受けようとするときは、船橋市防犯組合連合会交付金交付概算払請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

交付対象経費
(1) 報償費
・ 報償金
・ 賞賜金
(2) 旅費
(3) 需用費
・ 消耗品費
・ 燃料費
・ 印刷製本費
・ 修繕料
(4) 役務費
・ 通信運搬費
・ 手数料
・ 保険料
(5) 使用料及び賃借料
(6) 備品購入費
(7) 負担金補助及び交付金
(8) 公課費
・ 自動車重量税

第1号様式

船橋市防犯組合連合会交付金交付申請書

年 月 日

船橋市長

あて

住 所

団 体 名

代表者名

印

船橋市防犯組合連合会交付金の交付を受けたいので、船橋市補助金等の交付に関する規則の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 交付金対象年度 年度
- 2 交付対象事業実施期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 交付申請額 金 円
- 4 添付書類
 - ・対象事業に要する経費内訳書（第2号様式）
 - ・事業実施計画書
 - ・収支予算書
 - ・前年度決算書
 - ・その他

第2号様式

交付対象事業に要する経費内訳書

【交付対象経費】

事業名		
費目	予算額(円)	摘要
合計		

第3号様式

船橋市防犯組合連合会交付金交付可否決定通知書

船橋市指令第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付申請のあった船橋市防犯組合連合会交付金の交付について、次のとおり決定したので、船橋市補助金等の交付に関する規則の規定により通知します。

記

1 交付する。

交付決定額 金 円

(交付条件)

- ・ 交付対象事業の内容又は経費の配分の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をするときには、市長の承認を受けること。
- ・ 交付対象事業を中止又は廃止するときには、市長の承認を受けること。
- ・ 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

2 交付しない。

(理由)

第4号様式

船橋市防犯組合連合会交付金変更（中止・廃止）申請書

年 月 日

船橋市長

あて

住 所

団 体 名

代表者名



年 月 日付け船橋市指令第 号により、交付決定のあった船橋市防犯組合連合会交付金に係る事業の内容を変更（中止・廃止）したいので、船橋市補助金等の交付に関する規則の規定により、次のとおり申請します。

記

1 交付決定額 金 円

2 変更（中止・廃止）の内容

3 変更（中止・廃止）の理由

4 添付書類

第5号様式

船橋市防犯組合連合会交付金実績報告書

年 月 日

船橋市長

あて

住 所

団 体 名

代表者名



年 月 日付け船橋市指令第 号により、交付決定のあった船橋市防犯組合連合会交付金に係る事業が完了しましたので、船橋市補助金等の交付に関する規則の規定により、その実績を報告します。

記

- | | | | |
|---|-----------|--|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 既交付額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付対象経費精算額 | 金 | 円 |
| 4 | 添付書類 | ・ 交付対象事業に要した経費内訳書（第6号様式）
・ 収支決算書
・ その他 | |

第6号様式

交付対象事業に要した経費内訳書

【交付対象経費】

事業名			
費目	予算額(円)	決算額(円)	摘要
合計			

第7号様式

船橋市防犯組合連合会交付金交付確定通知書

第 号
年 月 日

住 所
団 体 名
代表者名 様

船橋市長



年 月 日付で実績報告のあった船橋市防犯組合連合会交付金に係る事業について、次のとおり交付金の額を確定したので、船橋市補助金等の交付に関する規則の規定により、次のとおり通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付対象経費精算額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 金 | 円 |

第8号様式

船橋市防犯組合連合会交付金交付請求書

年 月 日

船橋市長

あて

住 所

団 体 名

代表者名

印

年 月 日付け 第 号により確定した船橋市防犯組合連合会交付金について、船橋市補助金等の交付に関する規則の規定により、交付金の交付を次のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|---------|---|-------------|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 3 | 既交付額 | 金 | 円（ 年 月 日交付） |
| 4 | 今回交付請求額 | 金 | 円 |
| 5 | 未交付額 | 金 | 円 |
| 6 | 添付書類 | ・船橋市防犯組合連合会交付金交付確定通知書又は船橋市防犯組合連合会交付金交付可否決定通知書の写 | |

第9号様式

船橋市防犯組合連合会交付金概算払交付請求書

年 月 日

船橋市長

あて

住 所

団 体 名

代表者名



年 月 日付け船橋市指令第 号により交付決定のあった船橋市防犯組合連合会交付金について、船橋市補助金等の交付に関する規則の規定により、交付金の概算払交付を次のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|---------|---------------------------|--------------|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 既交付額 | 金 | 円 (年 月 日交付) |
| 3 | 今回交付請求額 | 金 | 円 |
| 4 | 未交付額 | 金 | 円 |
| 5 | 概算払の理由 | | |
| 6 | 添付書類 | ・船橋市防犯組合連合会交付金交付可否決定通知書の写 | |